

ウィッグ・補整具等の 購入費を助成します

四国中央市では、がん患者さんが治療を続けながら社会参加等を継続するための支援として、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化を補うために購入したウィッグや補整具等の費用の一部を助成します。

対象となる方

※次の項目すべてに該当する方



- 申請日において四国中央市内に住所を有する方
- がんと診断され、その治療を受けた、または治療を受けている方
- がん治療を原因とする外見の変化に伴いウィッグや補整具等が必要な方
- 過去に四国中央市や他の自治体で同様の助成を受けていない方

対象用具と助成額

令和6年4月1日以降に購入したものが対象です。

申請期限は購入日の翌日から1年以内です。

購入費用の2分の1を助成します。（1,000円未満切り捨て）

ウィッグ等

全頭用ウィッグ
部分用ウィッグ
毛付き帽子・帽子
皮膚保護用ネット

上限 3 万円

補整具等

補整下着（パッド含む）、専用入浴着
エピテーゼ（補整用人工物、固定する下着）
弾性着衣（弾性ストッキング
 弾性スリーブ、弾性グローブ）

上限 3 万円

※申請の個数制限はありません。複数個の購入を併せて申請することが可能です。

※購入金額が上限に満たない場合でも申請はそれぞれ1回限りです。

◆対象にならないもの◆

付属品やケア用品（クリーナー、リンス、ブラシ等）
購入に要した交通費、送料、手数料等
自作した場合の材料費、レンタル費用



裏面も
ご覧ください



必要書類



①助成金交付申請書

②助成金交付請求書

こちらから
ダウンロード可能



③ウィッグ及び補整具を購入したことがわかる領収書及びその明細書

→対象者氏名・購入年月日・金額・品目名・発行者の記載があるもの
購入品が複数ある場合は内訳がわかるもの（購入明細書・納品書等）

④がんの治療を受けていることがわかる書類（写し可）

→化学（薬物）療法又は手術に関する同意書・治療計画書・診断書等
診断名と治療内容の記載が必要

※審査の際、必要に応じて住民登録の閲覧や関係機関・購入業者へ照会させていただくことがあります。

| よくある質問 | 回答 |
|---|--|
| 再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合には再度申請が可能ですか？ | 再度の申請はできません。ただし助成を受けていない区分の用具については申請できます。（ウィッグ・補整具等それぞれ1回申請できます。） |
| 助成対象となるウィッグまたは補整具は1人1つに限られますか？ | 購入される個数は問いません。複数購入されたものをまとめて申請してください。購入品が助成限度額未満であっても申請はウィッグと補整具それぞれ1回ですのでご注意ください。 |
| 購入する業者は決まっていますか？ | 業者の指定はしていません。店舗でもインターネットでの購入でもかまいません。 |
| 年齢や性別の制限はありますか？ | 年齢や性別の制限はありません。 |
| 補整具は乳がんによるものに限られますか？ | がん治療における外見の変化を補うものであればがんの種類は問わず対象になります。 |

申請及びお問い合わせ先

四国中央市保健推進課（四国中央市保健センター）

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 TEL：0896-28-6054



必要書類はこちらから ▶▶



四国中央市アピランスケア支援 🔍